

令和7年度 長崎市立桜が丘小学校
「いじめ防止基本方針」

はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。いじめは、「人間として絶対に許されない」行為であり、この認識を、学校教育全体を通して徹底してなくてはなりません。

いじめている児童に対しては毅然とした指導を行い、いじめられている児童については、徹底して守り通す姿勢が必要です。

心身に重大な影響を及ぼすいじめから児童を守り、育み、安心して学ぶ環境をつくるためには、家庭・学校・地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

本校のいじめ防止にむけた取組を明らかにし、地域総がかりでいじめ根絶を目指すために、このたび「いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

次代を担う児童の生命・心身を守り、いじめの問題の克服のため、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

【めざす児童像】

やさしさいっぱい げん気いっぱい やる気いっぱい

校長、教頭、教務主任
生活指導主任、養護教諭
特別支援コーディネーター
該当学年主任、担任

いじめ対策委員会

【専門家・外部関係者】

・スクールカウンセラー
・学校サポーター
・学校評議員 ・育友会会長
・学童保育代表
・子どもを守るネットワーク代表

～育友会・地域との連携～

○育友会評議員会
○育成協
○子どもを守るネットワーク
○学童保育

～関係機関との連携～

○長崎市教育委員会
○長崎県教育委員会
○児童相談所
○子育て支援課
○警察 ○医療機関
○法務局 ○弁護士

～児童会における取組～

○いじめ0(ゼロ)宣言
○人権集会
○いじめ根絶強調月間
(9月)の取組

(いじめの禁止)	第4条	児童等は、いじめを行ってはならない。
(保護者の責務等)	第9条	保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

* いじめ対策推進法より抜粋